

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立原里中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしていたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、
関係教員（学級担任、教科担任、部活動顧問など）

(2) 拡大いじめ防止対策委員会

上記(1)の教員、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育相談員
PTA会長・副会長、御殿場警察署員

3 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

ア 道徳教育等の推進

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。

イ 子供の自主的活動の場の設定

(ア) 縦割り活動の充実

生徒会活動、部活動を中心に、上級生が下級生に仕事を教えたり、助言したりする場を大切にし、上級生の自己有用感を高める。

(イ) 挨拶運動の実施

年間を通して生活委員会を中心にした生徒同士の挨拶運動を行い、生徒同士のつながりを大切にする。

ウ 情報モラル教育の推進

子供がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。

エ 保護者や地域への啓発

(ア) P T Aとの連携

登下校や朝の挨拶運動の気になることを連絡していただく。

(イ) P T A理事会での報告

いじめアンケートの実施状況やいじめの実態を報告する。

(ウ) P T A総会、学年・学級懇談会での周知

いじめアンケートの実施やいじめの実態を話題にする。

(エ) 地域との連携

登下校の状況で気になることを連絡していただく。

オ 配慮を要する子供への支援

配慮を要する子供の状況把握と適切な支援及び指導について、日常的に情報の共有を行い、子供の特性を踏まえた対応をする。

カ いじめに関する教職員の研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する教職員の資質能力の向上を図る
いじめ対応研修を実施する。

キ 学校評価による取組の改善

「学校が楽しい」の肯定的な評価90%を目標に、居場所のある学級、学校づくりに取り組む。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア いじめの情報共有の体制整備

(ア) 日常的な教育活動を通して、学年部で情報共有や連携を図る。

(イ) 生徒理解研修を年度当初に実施し、全職員で共通理解を図る。

(ウ) 特にいじめに関しては、学校体制で対応を行う。

発見者（担任、顧問等）→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

いじめ防止対策委員会での対応

イ 子供の実態把握

様々なアンケートを組み合わせて行い、子供の実態把握を行う。

（いじめアンケート、Q-U、魅力ある学校づくり意識調査等）

ウ 相談体制の整備

(ア) 担任等による教育相談を年2回実施する。

(イ) 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育相談員による教育相談を実施する。

エ いじめに対する措置

(ア) いじめの情報を受けた場合、情報の共有を行い、組織で対応する。まず、事実確認を行い、今後の対応について協議する。

いじめが確認された場合には、御殿場市教育委員会に報告する。

(イ) 対応の手順と内容

①関係生徒の把握（分担）

a いじめにあっている生徒の確認

b いじめをしているの生徒の確認

c いじめられたり、いじめに加わったりする両方に関わる生徒の確認

②いじめの内容の把握（記録を残す）

a いつ・どこで

b どのような行為があったか

c 発見時の指導の様子（発見者・第一指導者・第一指導内容）

③事実確認（委員会）

④指導、支援内容の決定（委員会）

a 被害者への支援

・事実の確認

・本人の保護、本人への支援

・保護者への事実説明と今後の指導や見通しの説明

b 加害者への指導

・事実の確認

・本人への指導

・保護者への指導

c 傍観者・学級・学年への指導

・事実や子供の認識の確認（必要に応じてアンケートを実施）

・個別指導、全体指導（学年集会、全校集会）

・いじめを許さない、見逃さない集団づくり

⑤具体的な指導の開始 ※事実確認と指導は別

a 関係者との連携（誰が、どんな指導・支援ができるか）

b 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育相談員等の内部関係者のできることの把握・確認・連携

c 御殿場市教育委員会、子育て支援課等への報告、連携

(ウ) その他配慮事項

○いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるようにする。

○事実確認が十分に行われるまでは、断定的な指導は避ける。二次的な被害者を生まないように配慮する。

○保護者と情報を共有したり、保護者としての対応のあり方を共有したりする。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、警察と連携を取る。

○いじめが解消している状態とは、

・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる

・いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていない

以上2点が満たされていることが必要と定義されているが、学校としては上記2点に関わらず、子供の様子を見守りを継続する。

○校長及び教員は、いじめを行った子供に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることができる。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子供が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合 等

イ 欠席の原因がいじめであると思われ、子供が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 子供や保護者から、いじめにより上記のような重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、御殿場市教育委員会の判断の下、速やかに御殿場市教育委員会又は学校に組織を設け、調査を行う。

(3) 情報の提供

御殿場市教育委員会又は学校が、いじめを受けた子供及び保護者に、調査結果を基に重大事態の事実関係等の情報を提供する。

(4) 関係各所への対応

ア 生徒対応(担当:生徒指導主事)

臨時全校集会等の開催

イ 保護者対応(担当:教頭)

臨時保護者会の開催

ウ 報道機関対応(担当:教頭)

エ 警察対応(担当:教頭)